

税法学はいつも借り物競走をしている

藤間 大順

昨年よりお世話になっている助教（税法）の藤間大順と申します。何とぞよろしくお願いいたします。自己紹介と最近の関心を繋げて書きたいと思います。以下、敬語を排して記述します。

私は、文学部で哲学を学んだ後に、法科大学院ではない大学院で税法を専攻するという、おそらくそこそこ変わった経歴を持っている。その理由はあまり大したものではないので、紙幅の関係上述べない。ただ、結果として、あまり他の法分野に明るくないままに法学部の教員になってしまった点が、自身の短所であると認識している。

さて、税法学は、戦後になって本格的に始まった比較的新しい学問分野であるとはいえ、独自の発展を遂げてきている。その結果として、他の法分野ではあまり聞かない考え方も確立されているようである。その1つの類型が、借用概念論である。

借用概念論とは、その通説的立場である統一説によれば、税法以外の法分野において用いられている概念は、定義規定があるなど別義に解すべきことが明らかでなければ、税法上も同じ意義で解すべきである、という考え方のことである（金子宏『租税法[第23版]』（弘文堂、2019年）126～129頁参照）。たとえば、配偶者控除制度は法律婚関係にあるパートナーにのみ適用されるとした判例や（最判平成9年9月9日訟月44巻6号1009頁）、相続税法上の「住所」につき民法の条文や公職選挙法に関する先例を引用した判例が（武富士事件、最判平成23年2月18日訟月59巻3号864頁）、この考え方に沿うものとされる。この論点に関する近時の注目すべき裁判例として、旧葉事法上の厚生労働大臣の承認を受けていない不妊治療のサプリメントの購入費用につき、医療費控

除制度の対象とはならないとしたものがある（東京高判平成27年11月26日訟月62巻9号1616頁）。

税法は国家と納税者の間の課税関係を規律する規範の集合体であり、おそらく、民法総則や親族法、葉機法とは異なる目

的を持っている法分野であろう。しかし、借用概念論においては、税法上の概念とそれらの法分野の概念は同義に解すべきである、とされる。これがどうやらかなり税法独自の立場らしいということは、個人的には、比較的最近になってから気づいたことだった（借用概念論が税法独自の議論であることを指摘する文献として、木山泰嗣『税法思考術』（大蔵財務協会、2020年）172頁参照）。他の法領域の先生方であれば、どのように考えるのだろうか。政策目的が異なるのだから、法的安定性が確保されてさえいれば、ある概念を異なる法領域と同義に解す必要性は薄い、というのが、素直な議論ではなかろうか。

税法学が内包している様々な緊張関係の1つとして、課税の公平と恣意的な課税の防止の間の緊張関係が挙げられる。全ての納税者が公平に課税されることは大事であるが、一方、課税の公平という大義名分があるからといって、課税庁が強大な課税権を恣意的に行使することは許されない、ということである。たとえば、税負担軽減を主たる目的とする取引であっても、その取引を無視して課税を行うこと（租税回避の否認）は法的根拠がなければ許されない。借用概念論も、この文脈の中に位置づけられよう。他の法分野における概念について税法独自の意



義を探究することが課税庁に許されれば、恣意的な課税に繋がってしまう。したがって、課税の公平を保ちつつ恣意的な課税を防ぐためには、他の法分野における解釈論という課税関係からは独立なものを（いわば「空気を読まず」に）導入する必要があった、ということが、この議論のキモなのであろう。そうであるとすれば、このような目的から、借用概念論の適用範囲についても一定の限定をかけていくことは可能なのではないだろうか。

もともと、私は未熟者であり、このような大きな課題に対して真正面から挑む能力も度胸も覚悟もない。個別の課税関係に関する議論を通じて、「どんな場合にも借用概念借用概念って、おかしくないかなあ」と何となく感想を持っている程度である。今は、贈与と個人所得税の関係性について議論をしており、「税法上独自の『贈与』概念、とか言えたら楽なの

になあ」という邪な関心からこんなことを書いている。ただ、いずれは、このような大きな問題について正面から捉える議論もしていきたいと思っている。その際には、諸先生方のご教示を賜れば幸いである。

また、借用概念論が示すとおり、税法学は体系として閉じていない、他の領域と密接に関連する法領域である。租税実体法の領域は私法と、租税手続法の領域は行政法や民事手続法と、租税処罰法の領域は刑事法と、租税政策の領域は憲法学や政治学、法哲学と隣接している（だからこそ、上記の私の欠点はかなり致命的なものではあるのだが…）。もし先生方のご研究が何か税法学と重なることがあれば、ぜひお話しいただければ、大変嬉しく思う。

（法学部助教）

